

山口県立大学教育後援会学生活動援助規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山口県立大学教育後援会が行う、学生の自治活動、サークル活動、学外活動その他の学生活動に対する援助について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規定の適用を受ける者は、山口県立大学に在学する学生及び学生が組織する団体とする。

(援助方法)

第3条 援助は、山口県立大学教育後援会の予算の範囲内で行う。

(学生自治会に対する助成)

第4条 山口県立大学学生自治会に対し、その活動費の一部を助成する。

(学外遠征に対する助成)

第5条 学外遠征の各種大会（公的機関又は全国規模の民間機関等が公認する中国地区大会、西日本大会、全国大会）及び学術交流協定締結校が主催する行事に参加した場合、その経費の一部を助成する。ただし、他の機関から助成金等が支払われた場合は、この限りでない。

2 助成額は、宿泊1泊につき2,500円（上限）と交通費の1/2の額を合わせた額とする。ただし、1団体20名以内、1人につき2万円（外国については5万円）以内とする。

3 助成は1団体につき、年間1回とする。

4 助成を申請しようとする者は、所定の申請書に領収書等を添付して申請するものとする。

(学外活動に対する助成)

第6条 大学の要請に基づき、県民参加の行事等の学外活動に参加した場合、その経費の一部を助成する。助成額は、1活動につき5万円以内とする。

(報奨金)

第7条 公的機関又は全国規模の民間機関等が公認する各種大会に出場し優秀な成績を収めた個人又は団体に対し、報奨金を支給する。報奨額は次のとおりとする。

	全 国 大 会	西日本大会・中国大会	山 口 県 大 会
優 勝	50,000円	30,000円	10,000円
準 優 勝	25,000円	15,000円	5,000円

2 人命救助、災害防止、ボランティア活動等の善行を行った者で、公的機関又はこれに準ずる機関、団体等が表彰した者に対し、報奨金を支給する。報奨額は、図書券(1万円相当分)とする。

3 特に他の模範となる学生として山口県立大学長が表彰した者に対し、報奨金を支給する。報奨額は、図書券(1万円相当分)とする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月16日から施行する。